

令和元年度 自由ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながらいじめは、現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものである」という認識のもと、生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止の基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携

自由ヶ丘高校いじめゼロ宣言

- ・ いじめにつながる言動を しません させません ゆるしません
- ・ 一人一人の SOS 気付いて みんなで助けます
- ・ 一人一人の違いを認め合い 互いに尊重し合います
- ・ 自分の言葉に責任を持ち 人の心を大切にします
- ・ 見守ります その子の笑顔は 本当ですか？

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進等

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、生徒の「絆づくり」を支援する。
- 生徒が安心できる、自己存在感や充足感を感じられるよう「居場所づくり」を行う。
- 「学校生活アンケート」等を計画的に実施する（年間2回以上）
- 「学校いじめ防止対策委員会」を開催する（各学期1回以上）

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図る。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめ早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を養護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに学校長に報告する。
- (3) スクールカウンセラーと連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等への心のケアを行う。
- (4) 出席停止等の適切な運用及び全ての毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の推進を徹底する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、諸関係機関との連携を図りつつ、いじめ問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、保健室の利用や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- (1) 重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記(1)(2)に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを言う。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。想定されるのは以下のような場合である。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- (3) 重大事態の発生と調査
 - 事案の概要
 - 調査組織と調査の内容及び経過
 - 調査により認定した事実
 - 事案発生に至る過程
 - 学校の日常的な取組
 - 事案発生に伴う学校や教育委員会の対応
 - 考察・評価、今後の取組

(4) 調査結果の提供及び報告

① 重大事態の報告（第23条2項）

※ 当該学校の管轄者への報告義務が規定されている。

〈福岡県私学協会〉 Tel.092-713-7281

② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第30条1項）

※ 北九州市教育委員会を通して、北九州市長へ報告すること。

〈北九州市教育委員会〉 Tel.093-582-2352

③ 附属機関による調査（第28条1項）

※ その際には、本校規定の「いじめ報告書」(別紙)を用いる。

④ 必要があると認めるときは、地方公共団体の長は附属機関を設けて調査することができる。(第30条2項)

⑤ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告する義務がある。(第30条3項)

6 いじめ防止のための職員研修

(1) 教職員のいじめ問題に関する資質の向上を図るため、学校の基本方針を共通理解するとともに、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

(2) 「いじめ対応マニュアル」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。

(3) いじめを未然に防止するために、「学校生活アンケート」を実施し、情報収集を図る。

(4) 年度当初の事例研修において情報を職員間で共有し、支援方針を明確にする。

(5) SNS におけるいじめについて理解を深めるようにする。

7 その他

(1) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。

(2) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかをいじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○ 名称

自由ヶ丘高等学校いじめ防止委員会

○ 役割

・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成、実行、検証、修正 ・いじめの相談、通報の窓口 ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共有 ・関係のある生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体

制、対応方針の決定と保護者との連携等